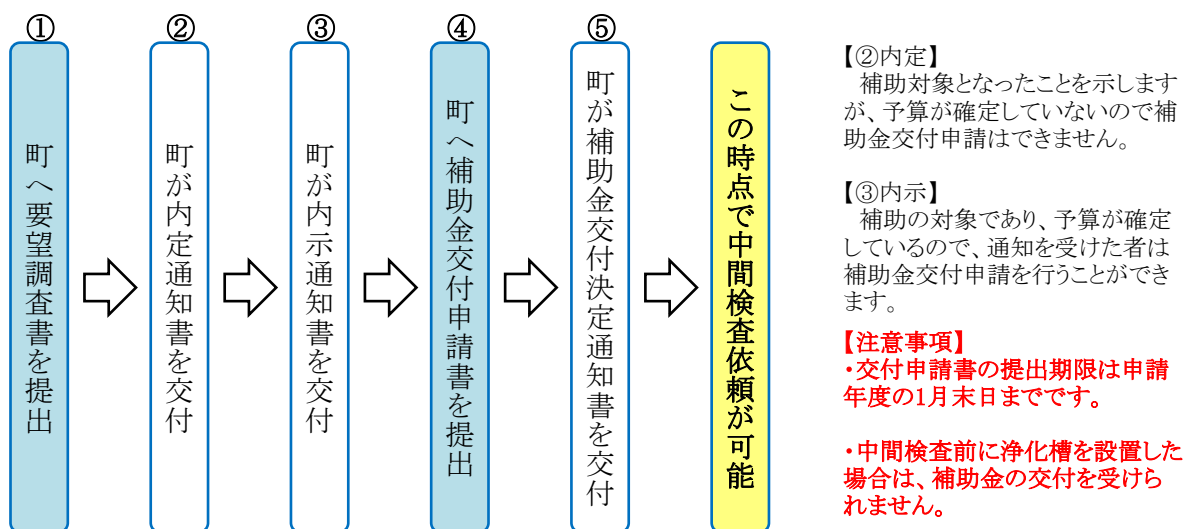


浄化槽設置整備事業費補助金交付申請の流れ（イメージ）

注意：建売住宅に設置する浄化槽については、以下と手続きが異なります

要望調査書提出から補助金交付決定まで（設置工事前の手続き）

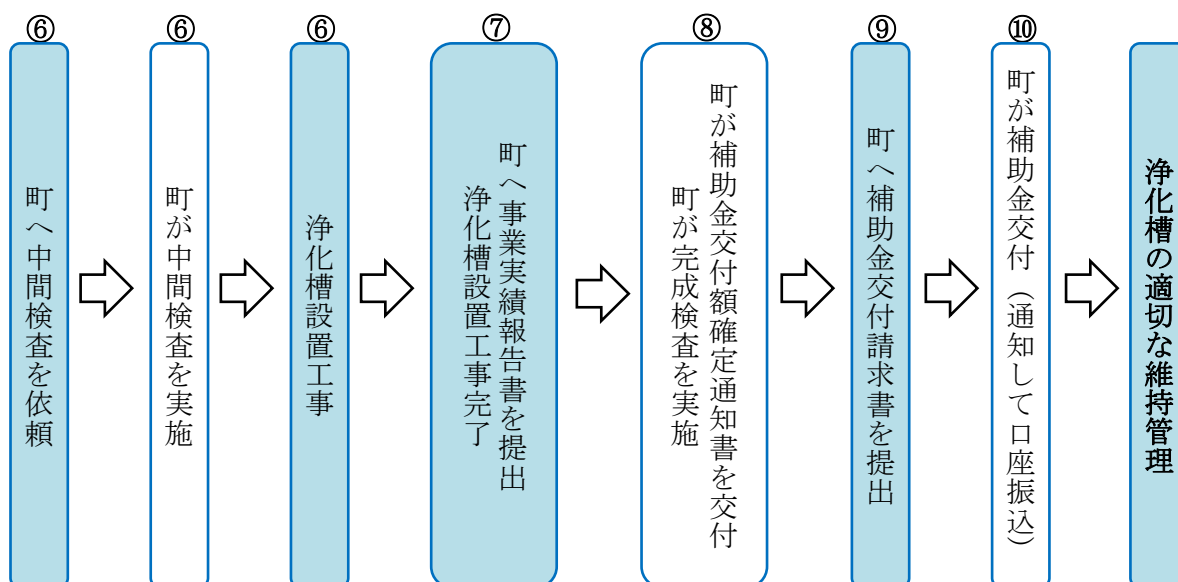


【税等滞納】

申請者又は同一世帯者が、納期の到来した町税又は上下水道等使用料を滞納している場合は、補助金の交付を受けられません。

中間検査依頼から補助金交付まで

※交付決定後に申請事項に変更が生じた場合、速やかに変更承認申請書を提出し、町の事前承認を受けてください。



【中間検査】 浄化槽埋設時に中間検査を行いますので、事前に町に検査を依頼してください。

【工事完了】 申請年度の2月25日までに工事を完了できない場合は補助金の交付を受けられません。

【実績報告】 申請年度の2月末日までに実績報告書を提出できない場合は補助金の交付を受けられません。

【交付請求】 申請年度の3月15日までに交付請求書を提出できない場合は補助金の交付を受けられません。

※上記期日が閉庁日の場合、直前開庁日が期日となります

浄化槽設置整備事業費補助金交付申請の流れ（詳細）

注意：建売住宅に設置する浄化槽については、以下と手続きが異なります

＜要望調査書提出から補助金交付決定まで（浄化槽設置前の手続き）＞

※書類提出等は、申請者の依頼により施工業者等が代行することが可能です（委任状等不要）

手順	対象	手続き	町への提出書類又は町が交付する書類等
①	申請者	要望調査書提出	○浄化槽補助要望調査書 ○り災証明書（東日本大震災の被災者のみ）
			・浄化槽設置者、設置場所、基数等把握のため提出いただきます。 ・上下水道課窓口へ持参又は郵送にて提出してください。支所窓口や電話での受付等はできません。
②	町	交付対象者内定通知 (内定通知を経ずに③の内示通知を行うことがあります)	○補助金の交付対象者の内定通知 ・提出された要望調査書を確認し、補助金交付対象者として内定したことを通知しますが、予算が確定していないので補助金交付申請を行うことはできません。 ・被災者以外の方の応募が予定基数（予算額）を上回った場合は抽選を行い内定者を決定します。
			○補助金の内示通知 ・補助金交付対象者であり、予算執行できる状態であることを意味します。この通知が届いた方は申請書を提出することができます。
④	申請者	補助金交付申請書提出	○補助金交付申請書（様式第1号） ○町税等納付状況確認承諾書（様式第2号）又は滞納がないことを証明する書類 ○その他添付書類
			・内示通知受領により交付申請が可能になります。 ・添付書類等を揃えていただく必要がありますので、施工業者等に相談してください。 ・交付申請書の提出期限は、申請年度の1月末日です。 ・申請者又は同一世帯者に、納期の到来した町税又は上下水道等使用料の滞納がある場合は補助金交付の対象者になることはできません。
⑤	町	補助金交付決定通知書交付	○補助金交付決定通知書（様式第3号） ・補助金を交付すると決定した場合に通知します。
		補助金不交付決定通知書交付	○補助金不交付決定通知書（様式第4号） ・補助金を交付しないと決定した場合に通知します。

中間検査へ

※補助金交付決定通知を受けた時点から中間検査の依頼が可能です。
日程調整等のため、検査希望日の2日以上前に町に連絡してください。

**※中間検査前に浄化槽を設置（埋設）した場合、
補助金の交付を受けることができません**

<補助金交付決定後：中間検査依頼から補助金交付まで>

手順	対象	手続き	町への提出書類又は町が交付する書類等
＜補助金交付決定後に申請事項に変更が生じた場合＞			
※	申請者	変更承認申請書 提出	○事業変更承認申請書（様式第 5 号） ・ 事業完了日の変更、事業の中止又は廃止等の場合、速やかに変更承認申請を行い、町の事前承認を得てください。
	町	変更承認通知書 交付	○事業変更承認通知書（様式第 6 号） ・ 変更を承認する場合に通知します。
		変更不承認通知書 交付	○事業変更不承認通知書（様式第 7 号） ・ 変更を承認しない場合に通知します。
＜中間検査及び浄化槽埋設＞			
⑥	申請者	中間検査依頼 （電話連絡等）	○書類提出は不要（口頭、電話連絡等による） ・ 浄化槽を埋設する際に町が中間検査を行いますので、町に検査依頼を行ってください。 ・ 中間検査を経ずに浄化槽を埋設した場合は補助金の交付を受けることができません。
	町	中間検査実施	○中間検査を実施 ・ 検査日は施工業者と調整して町が決定します。 ・ 施工業者の立会いが必要ですが、申請者の立会いは不要です。
	申請者	浄化槽埋設	・ 中間検査実施後に浄化槽埋設が可能です
＜浄化槽設置工事完了後＞			
⑦	申請者	浄化槽設置工事完了 事業実績報告書 提出	○事業実績報告書（様式第 8 号） ○町税等納付状況確認承諾書（様式第 2 号）又は滞納がないことを証明する書類 ○その他添付書類 ・ 工事完了期限は申請年度の 2 月 2 5 日です。 ・ 浄化槽設置工事が完了したら速やかに提出してください。 ・ 添付書類等を揃えていただく必要がありますので、施工業者等に相談してください。 ・ 報告書提出期限は申請年度の 2 月末日です。 ・ 申請者又は同一世帯者に、納期の到来した町税又は上下水道等使用料の滞納がある場合は補助金の交付を受けることができません。
⑧	町	完成検査実施 補助金交付額確定 通知書交付	○補助金交付額確定通知書（様式第 9 号） ・ 事業の完了を確認（実績報告書の審査及び現地完成検査実施）して通知書を交付します。 ・ 完成検査は毎月、月初めと中旬に実施します。施工業者の立会いが必要ですが、申請者の立会いは不要です。
⑨	申請者	補助金交付請求書 提出	○補助金交付請求書（様式第 1 0 号） ○振込口座通帳の表紙裏面（銀行名・支店名又は支店番号・口座番号・フリガナの口座名義が記載されている箇所）コピー ・ 請求書提出期限は申請年度の 3 月 1 5 日です。
⑩	町	補助金支払通知送付	○補助金支払通知書
		補助金交付 （口座振込）	・ 支払日、支払額、振込先等を通知します。 ・ 請求に基づき処理を行い、支払日を確定させて通知しますが、振り込みまで日数がかかりますので、ご了承ください。

<上記赤字のいずれかの場合、補助金の交付を受けられませんので注意願います>

※上記期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が期日となります

事業完了後は、浄化槽の適切な維持管理を行ってください